

肥後宇佐氏墓所の石塔群

狭川真一

はじめに

熊本県玉名市伊倉本堂山の宇佐氏墓所に数基の中世石塔があり、古い銘文が記載されていることは早くから知られており、紹介もなされてきた。管見に及んだ報告を紹介すると、熊本女子大学郷土文化研究所編『肥後国古塔調査録』（熊女 1952）が最も古く、多田隈豊秋『九州の石塔』（多田隈 1975／以下『九石』）の巻末にある「撰外石塔銘文集（熊本県の部）」に銘文の紹介がなされている。次に『玉名市歴史資料集成第五集』（田添・前川 1988／以下『集成』）では、基礎部分の小さな実測図が掲載されているが、紹介の中心はやはり銘文である。いずれも特別な評価はなされていないが、銘文中に「改葬」の文字が見えていることや、造立年月を同じくする塔が3基もあるため、注目すべき資料であると考えていた。しかし、上記2件の報告では銘文の判読に微妙な差があり、検討するには実物の確認が必要となった。またこれらの成果を踏まえて田辺哲夫氏が、1993年に伊倉の歴史を分析するなかで独自の解釈を示しているが、これについては後述する。

さて2017年3月、幸いにも調査の機会を得て主要な石塔の実測と銘文の再判読のために拓本も採取することができたため、ここで紹介するとともに若干の検討を加えておくこととした。

1. 宇佐氏墓所石塔概説

石塔はすべて残欠で完全な形を残すものはないが、地元の凝灰岩製とみられる。しかも基礎部材は低平な形状であることと、長胴の塔身を有するものがあることから『集成』では宝塔とするが、『九石』では五輪塔として報告されている。現状では形のうえでどちらの型式かを決定する要素に欠いており、後述するように銘文でも「□塔婆」（4号塔）とするだけなので、ここでは石塔という一般名称で進めてゆく。そのため下位の部材は地輪ではなく基礎と呼称し、その上に乗る長胴のものは塔身とした。なお、石塔の組み合わせは当初のものではなく、部材の多くは失われている。しかし、上記のように貴重な銘文が記載されており、実測図とともに銘文の再判読の結果を報告することから始めたい。

なお石塔は南北一列に7基が並んでおり、銘文のある南端を1号塔とし順次北へ番号を進めてゆき6号塔まで、さらに少し離れた地点に笠部とともに置かれたものを7号塔と仮称しておくが、この並び方は当時のものでなく、明らかに墓所整理に合わせて再配置されたものである。

（銘文判読の凡例 ×：欠損、□：不明、斜体字：可能性あり / すべて原文縦書き）

1号塔（『集成』No.217、『九石』No.27／図1）

基礎の幅60.0cm（上辺）・60.8cm（下辺）、高さ26.0cm（中央付近）を測る資料で、上面は高低差0.6cmの水垂勾配を作り、中央に柄穴があるが上に別個体の水輪があるので正確には測れないものの、概ね直径は10cm程度とみられる。下面は凹凸が著しく、粗い彫成で終わっている。当初から地面に直接安置したものであろう。立面の一つに次の銘文がある。

右造立志者

為過去比丘尼

蓮阿往生極樂也

建武三年丙子十月一日

とある。建武三年は1336年。年号の前の部分をやや広めに空けている。

2号塔（『集成』No.215、『九石』No.24／図1）

基礎の幅は上下辺とも65.0cm、高さは中央で28.0cm、左右で27.0・27.2cmを測る。上面は高低差0.2cmの水垂勾配を作り、中央に直径19cm前後、深さ9.0cmの柄孔を穿っている。底部は丁寧に仕上げているものの凹凸があり、地面に直接置いたものとみられる。立面の一つに次の銘文がある。

奉為

伊倉保一方地口沙弥（□部を『集成』では「頭」、『九石』では「以」としている）

行恵 往生極樂也

元亨二年十一月廿六日

入滅

公勝

公貞



写真1

元亨二年は1322年。年号の前は約1行分空いている。「伊倉保一方地□」の□部分について、上記のように2案が示されている。実際の文字はかなり簡略化された文字（写真1）であり、異体字に類するものを探すと「頭」に類似例がある。それは17世紀の梵鐘銘⁽¹⁾に記載されたものであり、この略し方が14世紀前期まで遡るかどうかに検討の余地は残るが、ここでは「頭」と読む案に賛同しておく。

3号塔（『集成』No.218、『九石』掲載なし／図1）

基礎の上辺幅67.2cm、下辺幅67.0cm、高さ25.3cmを測る。上面は平坦だが劣化が著しく、正面の上半部も欠損して一部文字は見えていない。

×造立志者

×去□□□（『集成』では「去」の次を「蓮」と読んでいるが現状では不明）

極樂也

□□ □

永仁六年 四月

戊戌 九日

永仁六年は1298年。基礎上に置かれる塔身は一具の可能性があり、最大径47.1cm、上面径27.5cm、下面径約30cm、高さ43.7cmを測るやや寸詰まりの橢形で、表面に梵字「ア」を大きく薬研彫（深さ1.9cm）している。また上面に口径20.5cm、中位径14.0cm、深さ9.0cmの奉籠孔が穿たれている。

4号塔（『集成』No.214、『九石』No.21／図1）

基礎は劣化が著しいが、幅67.2cm、高さ24.5～25.0cmで、上辺は平坦に仕上げられ、下辺は凹凸が目立っている。地面に直接安置したものであろう。立面の一つに銘文がある。

×宇佐□□（『集成』では□□部分を「大官司」とするが現状では判読できない。『九石』は□□とするのみ）

×長現□□時（『集成』では「×長」を「公長」とするが、欠落して判読できない）

為臨終生極樂

自造□塔婆也（『集成』では「卒塔婆」と読むが、現状では不明である）

文應元年庚申

八月彼岸之口（『集成』では「彼岸日」と読み、『九石』では「彼岸立之」とする）

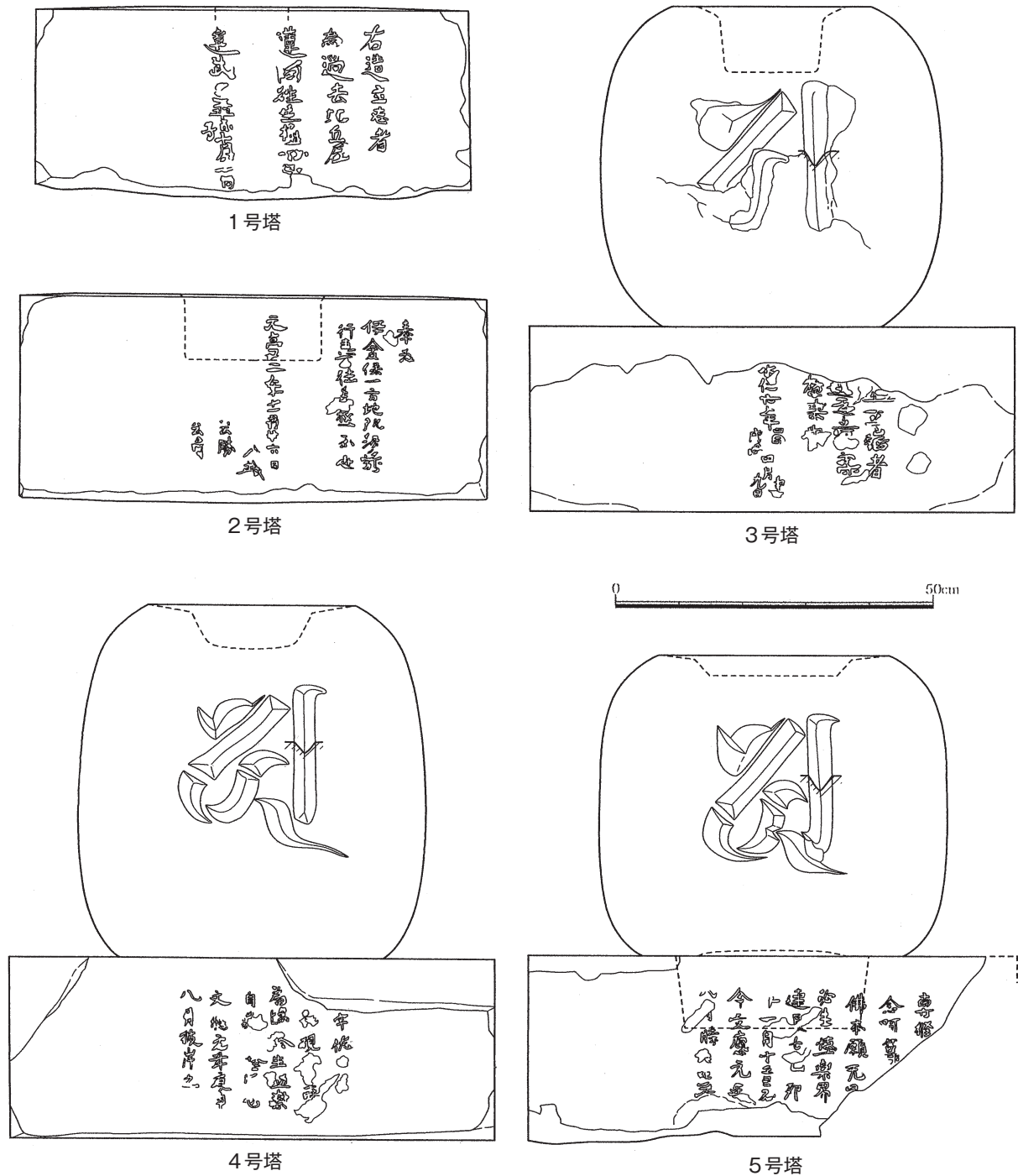


図1 宇佐氏墓所石塔実測図1 (1/10)

文應元年は1260年。なお2行目を『集成』では「公長現在□時」として一文字目を読んでいるが、上記のように現状では欠損している。『九石』では「□去現在未来」と読んでいるが、賛同できない。

基礎上には一具の可能性がある塔身が乗せられる。最大径48.2cm、上面径28.8cm、下面径36.2cm前後、高さ48.8cmを測るやや寸詰まりの橢形で、表面に梵字「ア」を大きく薬研彫している（深さ1.4cm）。また上面に口径16.3cm、深さ6.0cmで浅めの奉籠孔が穿たれている。

5号塔（『集成』No.216、『九石』No.22／図1）

基礎は大きく破損するが、幅67.2cm、高さ25.0~26.0cmを測り、上面は平坦面で中央に口径26.5cm、深さ10.1cmの大きな柄孔がある。下面に太い柄が飛び出るタイプの塔身が乗るのであろう。銘文は立面の一面

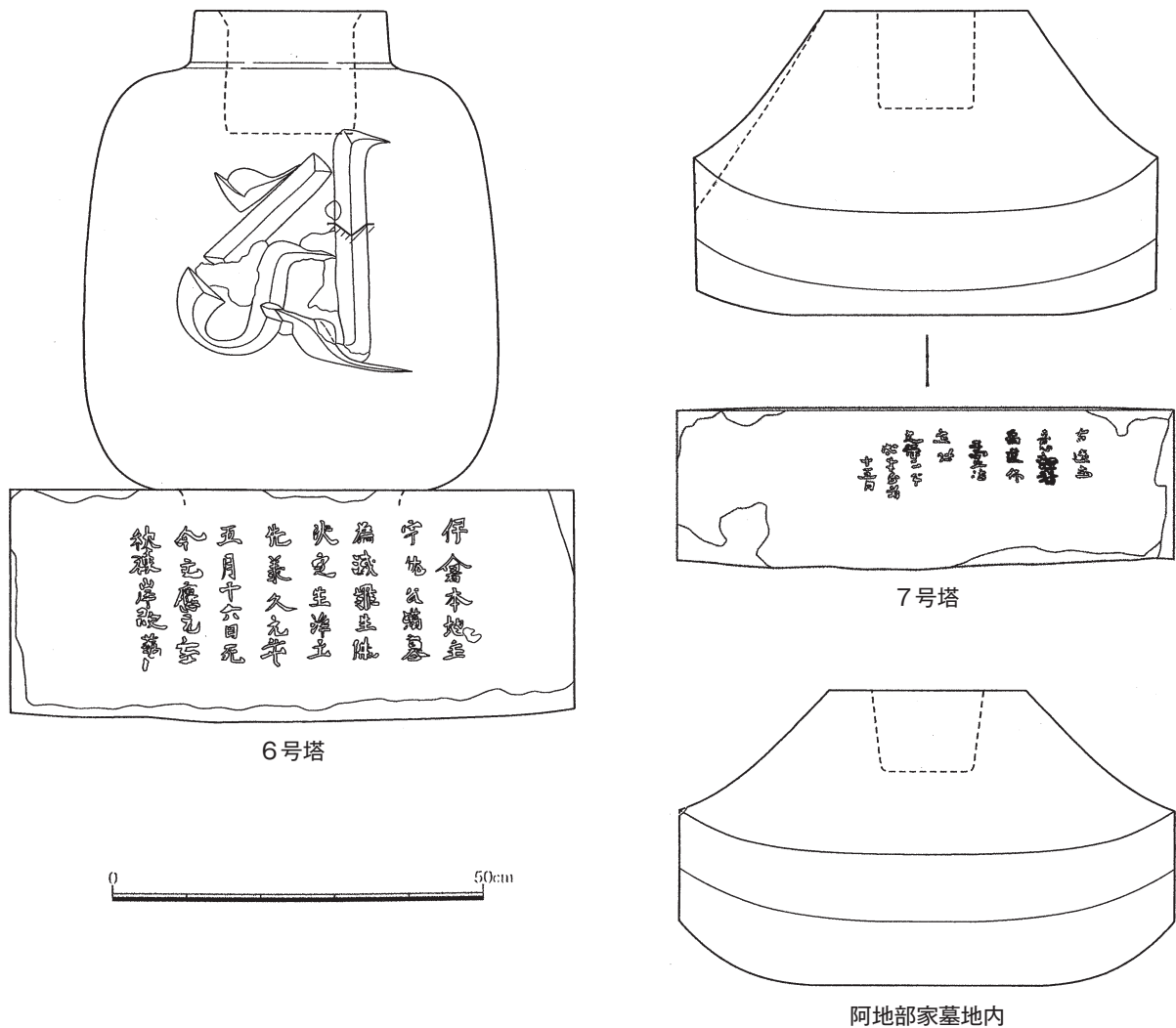


図2 宇佐氏墓所石塔実測図2 (1/10)

に刻まれるが、文字はやや右に偏っている。

専修×

念阿尊×

佛本願无量

必生極楽界

建長七乙卯

十一月十二日死

今文應元年

八月時□□□ (『九石』ではこの行を「八月時正改葬」と読んでいる)

文應元年は1260年、建長七年は1255年。文末の□部分について『九石』では「正改葬」と読んでいる。今次の調査では「正」は欠損していて判読できないが、「改葬」はそのように見えなくもない。次の6号塔の銘文を踏まえると『九石』の読みは賛同できよう。

基礎上に乗る塔身は構造上別具のもので、最大径48.0cm、上面径32.0cm、下面径36.0cm、高さ41.5cmを測る寸詰まりの橢形で、表面に梵字「ア」を大きく薬研彫している(深さ1.9cm)。また上面には直径21.8cm、深さ3.0cmで浅めの奉籠孔が穿たれ、下面はわずかに(0.7cm前後)彫り窪めている。

6号塔（『集成』No.213、『九石』No.20／図2）

基礎は幅67.2cm、高さ25.5～27.0cmで、上面は平坦面とし、中央に直径27cm前後の大きな柄孔が穿たれる。下面は凹凸が顕著であり、地面に直接安置したことがうかがえる。銘文は立面の一面に刻まれ、今回調査した資料中では最も状態が良く、全文の判読が可能である。

伊倉本地主

宇佐公満墓

為滅罪生佛（『九石』では「佛」を「善」と読む）

決定生浄土

先承久元年（承は異体字）

五月十六日死

今文應元年

秋彼岸改葬

文應元年は1260年、承久元年は1219年。

塔身は最大径49.7cm、上面径25.6cm、下面径28cm前後、高さ49.8cmを測る橐形で、最大径の位置はかなり下寄りにある。上面に上端径22.7cm、基部径24.0cm、高さ6.9cmの大きな柄が作り出され、この上面から口径17.0cm、深さ14.5cmのしっかりとした奉籠孔が穿たれる。底部も同様に口径の大きな出柄があるが、計測できない。表面には梵字「ア」を大きく薬研彫している（深さ1.1cm）。

7号塔（『集成』No.219、『九石』No.23／図2）

基礎は幅67.2cm（上辺）・67.8cm（下辺）、高さ21.5cm（中央付近）で、上面は高低差0.5cmの水垂勾配を作るが、柄孔はない。底部は凹凸が目立つため直接地面に安置したとみられる。立面の一面に銘文があり、記載する面の右上に偏って書かれており、下半部及び左半部は空白となっている。

右造立

意趣者

為蓮祿（「祿」とした文字は、『集成』では「阿」？とし、『九石』では「佛」とする）

聖霊往（「往」とした文字は、『九石』では「主」とする）

生極楽（『集成』ではこの行を「□施□」とし、『九石』ではこの行すべてが欠落している）

文保二年

戊午□□（『九石』ではこの行を「戊午正月」とし、『集成』では改行せず「□□月」とする）

十五日（『九石』では「二十五日」とする）

文保二年は1318年。

これには笠の部材が附属している。軒幅55.8cm（上辺）・54.8cm（下辺）、高さ36.1cm、軒口の厚さ9.3cmを測る。軒反りは上辺の中央部にわずかな直線部分を残し左右へ向かって緩やかに反り上がり、隅棟端部へと取り付いている。下辺に直線部分は見えない。軒裏面は肥後の五輪塔によく見られる反り上がりが顕著で、中央部分で2.8cm程度反り上がっている。笠上面は幅24.0cmの平坦部となっており、相輪や宝珠を差し込むための柄穴（直径11.8cm、深さ11.5cm）を穿っている。裏面は平坦である。

阿地部家墓所内（図2）

宇佐氏墓所に隣接する現代の墓所内に、中世に遡るとみられる笠部が1点のみ残されている。軒幅58.4cm（上下辺とも）、高さ34.6cm、軒口の厚さ8.0cmを測る。軒裏面は、中央部分で7.6cmも反り上がる。笠上面は幅23.5cmの平坦部となっており、相輪や宝珠を差し込むための柄穴（直径13.0cm、深さ9.5cm）を穿っている。裏面は平坦である。太い柄が突き出ないタイプの塔身と組み合わせるのであろう。

2. 造塔のタイミング

ここで、7基の銘文について整理しておく。注目すべきは文應元年に3基の石塔が造立されていることである。しかも年号に続いて「八月彼岸之」（4号塔）、「八月時□」（5号塔）、「秋彼岸」（6号塔）とあるとおり、いずれも秋の彼岸日に合わせて造営されており、3基同時に造営したことが分かる。しかも6号塔の銘文には承久元年五月十六日に死亡した人物「宇佐公満」を改葬したとしている。公満の改葬まで41年が経過している。5号塔も同様に建長七年十一月十二日に死亡した「念阿」なる人物を改葬したという銘文とみられ、死後5年が経過しての改葬である。もう1基の4号塔は文應元年の銘だけであるが、「自造□塔婆」と見えているので、「□長」なる人物が自身の生前に造塔しているとみて良いであろう。さらに「為臨終生極楽」という願望も述べており、直接の記載こそないが「逆修」の供養を行ったと考えて差し支えないものである。

これをまとめると、「□長」自身の逆修供養を契機として直近の先祖2人を改葬し、高さ1.5m前後の大型石塔3基を同時に造営しているのである。先祖2人の改葬以前はどこに埋葬されていたかは不明であるが、「□長」がこの地点（伊倉の地）を一族の奥津城と定め、類似の規模の石塔3基を同時造営して一族の歴代墓としての景観を作り出したのである。領主層の歴代墓所成立背景がうかがえる好例と言えよう。

さらに他の石塔に記載される年号をいま死亡年と判断して、その年代の分布図を作成すると図3のようになる。このうち1号塔の比丘尼蓮阿は女性であり、7号塔の蓮祢も女性の可能性があると考え、いまこの2基を除いた石塔の年代差を見ると、6号—5号間が36年、5号—3号間が43年、3号—2号間が24年となる。4号記載の文應元年は死亡年ではなく供養の年であることから、5号—3号間の中間あたりに死亡年を求めると、5号—4号—3号の間隔はほぼ21~22年となろう。文應元年という年は、4号が5号から代替わりしてまだ5年しか経過していないことを考えると、首肯される年代である。また、6号—5号間がやや長いものの、概ねこの間隔は1世代と見なして差し支えないものと考えたい。このように考えるとこの墓所は、初代を公満とする5代の墓所と推定できるのである。また7号と1号を女性とみて、仮に女性のほうが遅れて死亡したとすれば、3号の妻は7号、2号の妻は1号という想定が成り立つ。14世紀以降には妻も墓塔を建立するようになったことが窺えるとともに、夫婦で一对になる墓を造営した可能性も出てこよう。

以上のことから、3代目の「□長」（4号）の代に至り、大型の石塔を用いた歴代墓所の造営・整備が行われ、同時に3基の石塔を造立して墓所の景観を整えたものとみられる。このことはこの伊倉の地を宇佐氏が本拠と定め、40年余を経過した段階で3代目の逆修供養を契機として、一気に自身の一族墓所を整備したものと言えるだろう。13世紀中期頃までにこの地に根付き、長く支配を継続してきた証として、永久性の強い石を用いた墓所の造営はきわめて有効なものだったと思われる。この付近では1260年まで遡る大型の石塔は乏しく⁽²⁾、しかもこの時期に大型の石塔が3基も並ぶ風景は他になく、地域の人々に大き

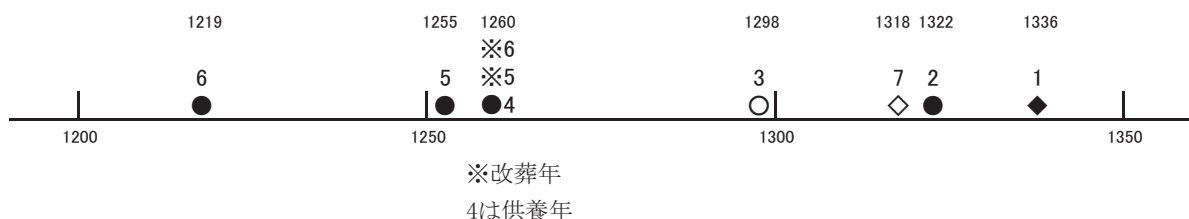


図3 宇佐氏墓所歴代死亡年代分布図（●男性、◆女性、白抜きは性別推定）

なインパクトを与えたに違いない。一族が継続して当該地域を支配しているモニュメントとして、視覚的に訴えるものとなったのであろう。これ以後、すくなくとも5代までは継続して同地に石塔を造営し続けたとみられる。しかし、6代目以降は不明である。支配が継続できず墓所を維持できなくなったのか、あるいは時代の流れのなかで石塔が小型化する傾向にあるのに伴って、その流れのなかで大きな石塔を造営しなくなったのか、今後の課題として残るものである。

どうあれこの宇佐氏墓所石塔群は、中世に活躍した領主層の墓所造営契機的一端を垣間見ることのできる貴重な資料といえることができよう。今後はこの方法でどれだけの地方領主層の墓所が造営されているのか、類例を探し求める必要があることを痛感する。少なくとも「改葬」の文字が明確に記載されている事例は、本件以外に埼玉県飯能市智観寺板碑（仁治三年銘／千々和 1988）のみが管見に及んでいる。しかし、記載はないにしても現象面でそれと考えられる遺跡は複数存在するため、それらの検証が必要になってくるであろう。また、夫婦の墓が造営される可能性をここでは4代以降としたが、藤澤典彦氏は夫婦墓の造営は中世墓地成立の契機になっていると指摘する（藤澤 1993）。これを踏まえると宇佐氏墓所成立の契機となった3代造営の逆修塔については夫婦で行った可能性も十分に考えられる⁽³⁾。類似の規模を有する石塔が存在しないのか、付近を探索する必要もあろう。

3. 問題点と課題

今回の整理で、領主層の墓所が成立する流れの一端を知ることができたが、問題点もまた多々浮上したことは言うまでもない。その一部を記載して、今後の再検討の備忘としたい。

さて、この墓所が宇佐氏の墓所であることは4号塔と6号塔の銘文から動かないところであるが、彼らが宇佐大宮司であったかどうかは、実はこの銘文からは読み取れない。4号塔は『集成』では「宇佐大宮司」と明確に記載されるが、10年以上前に出版された『九石』では不明となっている。現状でもその部分は読めなかった。『集成』は1974年刊行の『玉名市の文化財 総集編』を参照したような記述となっているが、同書に掲載される写真からも読み取ることは困難である。したがって何を根拠に「宇佐大宮司」と判読されたのか現状では不明と言わざるを得ない。つまり、現段階でこの銘文に登場する宇佐氏が「大宮司」家であった根拠はないのである。

「伊倉の歴史（上）」をまとめられた田辺哲夫氏は、宇佐大宮司の系図を参照しつつ年代的に近い宇佐公通なる人物が公満とし、公長がその2代後の公仲と推測するが、年代が近似するという以外に共通するものはなく、過去の銘文判読を無批判に引用されたことによる無理な解釈と言えよう。

ただこの伊倉の地（伊倉別符）は、承保元年（1074）に筑前国講師永源なる人物が玉名郡司日置則利相伝の私領を買い取り、康和五年（1103）に宇佐大宮司の公順に渡り、保安四年（1123）に宇佐大宮司公基の手に渡ったのち、その娘の宇佐氏に譲られたものの再び大宮司の公通が買得している（田辺 1993）。以来この地は、宇佐氏による支配が続くものとみられる。

ここに墓所を構えた宇佐氏は宇佐大宮司公基等の系譜を引く人物であり、「伊倉本地主」「伊倉保一方地頭」の地位としてこの地を支配したことは疑いないであろうが、彼らが大宮司の肩書を持っていたかどうかは不明と言わざるを得ない。その点で「宇佐八幡宮の神霊が伊倉へ勧請されたとき伊倉へ来た宇佐本家の一門で、伊倉八幡宮の祠官となり、かねて伊倉庄の領主をつとめた家柄」（田添 1985）との記載が、この墓所を形成した宇佐氏の位置付けとして現状では最も妥当と考える。

その他あれこれと課題は思いつくが、今後の宿題にしておきたいと思う。

おわりに

銘文を正しく判読し、評価することが重要であることは言うまでもないが、この石塔群の場合は保護目的で銘文部分を埋めているとのことであり、通常は検証がなかなか難しい。今後も保護が優先されるべきと思うが、誰でもが検証を可能とするために拓本と精度の高い現状写真は、博物館等の公共施設で閲覧可能な状況を作っていたらありがたいと思った次第である。

文末になりましたが、調査を実施するにあたり玉名市教育委員会の竹田宏司氏、田中康雄氏、末永崇氏、宇田員将氏には、事前の準備から本調査や関連資料収集まで大変お世話になりました。市教委の方々の協力なくしてこの調査は不可能でした。また、調査時には前川清一先生に拓本を採取していただき、手早く良好な情報を安全に得ることができ、実測では美濃口雅郎氏（熊本市教育委員会）にお手伝いいただきました。また浄書は芝幹氏（元興寺文化財研究所）にお手伝いいただきました。関係の方々に深く感謝申し上げます。なお、この調査で前川先生に採取していただいた拓本は玉名市教育委員会に提出し、保管と活用をお願いしている。

註

- (1) 広島県三入八幡宮鐘の銘文に酷似した「頭」の異体字がある。この梵鐘は延宝五年（1677）に铸造されたものだが、元亀三年（1572）の旧銘を記載している。その旧銘中に当該異体字が記載されている（坪井 1972）。旧銘を正確に写していた場合は、16世紀後期段階での使用は容認できることになる。
- (2) 玉名市に隣接する玉東町所在の西安寺跡にある大型五輪塔3基は、最古の銘が正嘉元年（1257）となっているが、隣に並ぶ石塔は正応元年（1288）と嘉元二年（1304）である（多田隈 1975ほか）。3基が揃い並ぶ姿は宇佐氏墓所が先行して出現したと言える。なお、この西安寺の石塔群も銘文どおりの造営か否かを検討する余地は残されている。
- (3) 高野山奥之院出土の五輪塔に同一日造営の2基があり、形態や銘文内容などから両者は対になって造営されたことがわかる。1基は亡父（と推定）の供養、いま1基は夫婦の逆修供養を行ったものである。この事例は高野山への納骨を示すものだが、先祖供養に伴い夫婦が逆修を行って造塔する事例として参考になると考える（狭川 2018）。

引用参考文献

- 熊女＝熊本女子大学郷土文化研究所編 1952『肥後国古塔調査録』（熊本県史料集成5）／1985復刻、国書刊行会
田添夏喜 1985「本堂山遺跡」『滑石小路箱式石棺 本堂山遺跡』（玉名市文化財調査報告 第6集）玉名市教育委員会
田添夏喜・前川清一 1988『高瀬湊関係歴史資料調査報告書（三）一刻石文篇一』（玉名市歴史資料集成第5集）玉名市・玉名市史編集委員会
多田隈豊秋 1975『九州の石塔 上巻』西日本文化協会
田辺哲夫 1993「伊倉の歴史（上）」『歴史玉名』玉名歴史研究会
千々和到 1988『板碑とその時代—てぢかな文化財・みぢかな文化財—』（平凡社選書 116）平凡社
坪井良平 1972『日本古鐘銘集成』角川書店
藤澤典彦 1993「夫婦墓の成立と展開—中世墓地成立の画期—」『元興寺文化財研究 No.47』（財）元興寺文化財研究所
狭川真一 2018「高野山の考古学（20）—石塔の銘文を読む②—」『霊宝館だより No.128』高野山霊宝館